

◎国會議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第八九号)(衆)

一、提案理由(平成二十二年一月二六日・衆議院本会議)

○松本剛明君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

(略)

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、国會議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うおとするものであります。

(略)

各法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告

(平成二十二年一月三〇日)

○西岡武夫君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き下げる等の措置を講じようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。